配当公告

東京都新宿区西新宿六丁目六番三号
破産者　株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド
右の者に対する東京地方裁判所平成二十七年（フ）第九五九二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二二、七四〇、六六三、四八二円
一、配当をすることができる金額
金六二五、六六三、六五六円
平成三十年三月二十八日
東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内三井ビルシティユーワ法律事務所
破産管財人　弁護士　澤野　正明

配当公告

本店英領バージン諸島、トルトーラ、ロードタウン、ネリネチェンバース、私書箱九〇五、ネリネトラストカンパニーリミテッド内、日本における営業所東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
破産者　メディカル・トレンド・リミテッド
右の者に対する東京地方裁判所平成二十七年（フ）第九五九三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二二、七三七、七九六、六七三円
一、配当をすることができる金額
金四四五、〇五八、〇四三円
平成三十年三月二十八日
東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内三井ビルシティユーワ法律事務所
破産管財人　弁護士　澤野　正明

配当公告

本店英領バージン諸島、トルトーラ、ロードタウン、オフショア・インコーポレーションズ・センター、私書箱九五七、オフショア・インコーポレーションズ・リミテッド、日本における営業所東京都新宿区西新宿六丁目六番三号
破産者　オプティ・メディックス・リミテッド
右の者に対する東京地方裁判所平成二十七年（フ）第九五九四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二二、七七七、九六八、五六二円
一、配当をすることができる金額
金五〇〇、七一一、七九六円
平成三十年三月二十八日
東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内三井ビルシティユーワ法律事務所
破産管財人　弁護士　澤野　正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北九条西二〇丁目三六番地、最後の住所札幌市中央区宮の森二条四丁目二番一六―一〇二号
被相続人　亡　上田　光一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成三十年三月二十八日
札幌市中央区南一条西一一丁目コンチネンタルビル五階弁護士法人白総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　今井明日香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市小柳四丁目七番、最後の住所青森市古館一丁目一三番二六号　グループホームサンライフ善知鳥　被相続人　亡　阿部　ゆり
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成三十年三月二十八日
青森市長島二丁目一九番一一号　沼田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙木隆之助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平豊間字合磯一一一番地一六、最後の住所福島県いわき市平豊間字合磯一一一番地の一六
被相続人　亡　渡部　妙
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成三十年三月二十八日
福島県いわき市平字田町一二〇番地ラトブ七階浜通り法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三村　茂太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市下坂田一二五四番地、最後の住所茨城県土浦市西並木町三六九〇番地都和病院
被相続人　亡　小野　操
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成三十年三月二十八日
茨城県かすみがうら市坂四二一一番地
相続財産管理人　貝塚　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区入谷一丁目一八六番地、最後の住所埼玉県新座市片山三丁目一四番二一号
被相続人　亡　多胡　千春
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成三十年三月二十八日
埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　克朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区農人橋一丁目、最後の住所千葉県千葉市若葉区桜木北二丁目一四番一号
被相続人　亡　伊藤　順子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成三十年三月二十八日
事務所千葉県船橋市前原西二丁目一三番一三号　大塚ビル五階　牧野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大島　一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区梅丘一丁目一四三九番地、最後の住所東京都世田谷区赤堤二丁目三番四―一〇六号　被相続人　亡　三瓶　詠子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成三十年三月二十八日
事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号　今朝ビル九階辻誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森居　秀彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区南安倍二丁目一二三番地、最後の住所静岡県静岡市駿河区北丸子二丁目八番一二号　被相続人　亡　望月　政男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成三十年三月二十八日
静岡市葵区大岩本町二七番一三号
相続財産管理人　弁護士　石橋　賢一

第64期決算公告

平成30年3月28日

青森市港町三丁目6番33号
青森ガス株式会社
取締役社長　竹中　義道

貸借対照表の要旨
（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	2,795,243	固定負債	3,828,494
有形固定資産	2,545,397	流動負債	290,509
無形固定資産	2,518	株主資本	△507,340
投資その他の資産	247,327	資本金	100,000
流動資産	816,420	利益剰余金	△607,340
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	△644,840
		（うち当期純利益）	（123,196）
資産合計	3,611,663	負債・純資産合計	3,611,663